

令和6年分の収入等の申告が始まります

市民税・都民税の申告はお早めに

申告期間 2月17日（月）～3月17日（月）

提出先・問い合わせ

▷市民税・都民税…専用電話☎050-1721

-1176（自動音声）

▷所得税の確定申告…青梅税務署☎22-3185



郵送による申告

申告書に記入・必要書類（コピー可）を添付し、郵送で課税課市民税係へ
※市役所開庁時間内に連絡可能な電話番号を必ず記入してください。
※申告の控えが必要な場合は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。



市役所での申告 **要予約**

郵送での提出が難しい場合は、市役所で申告を受け付けます。なお、
予約した日時に来庁できない場合は、改めて予約してください。

予約方法

3月14日まで（土・日曜日、祝日を除く）の午前9時～午後5時に
予約専用電話☎24-1010へ

申告受付期間	会場
2月17日（月）～3月17日（月） （土・日曜日、祝日を除く）	市役所2階201・202会議室
3月2日（日）	



申告書を送付します

昨年、市民税・都民税の申告をした方には、2月上旬に申告書と「令和7年度市民税・都民税（住民税）申告のしおり」を送付します。
※郵送による申告の際は「申告のしおり」にある宛名札をご利用ください。
（切手不要）

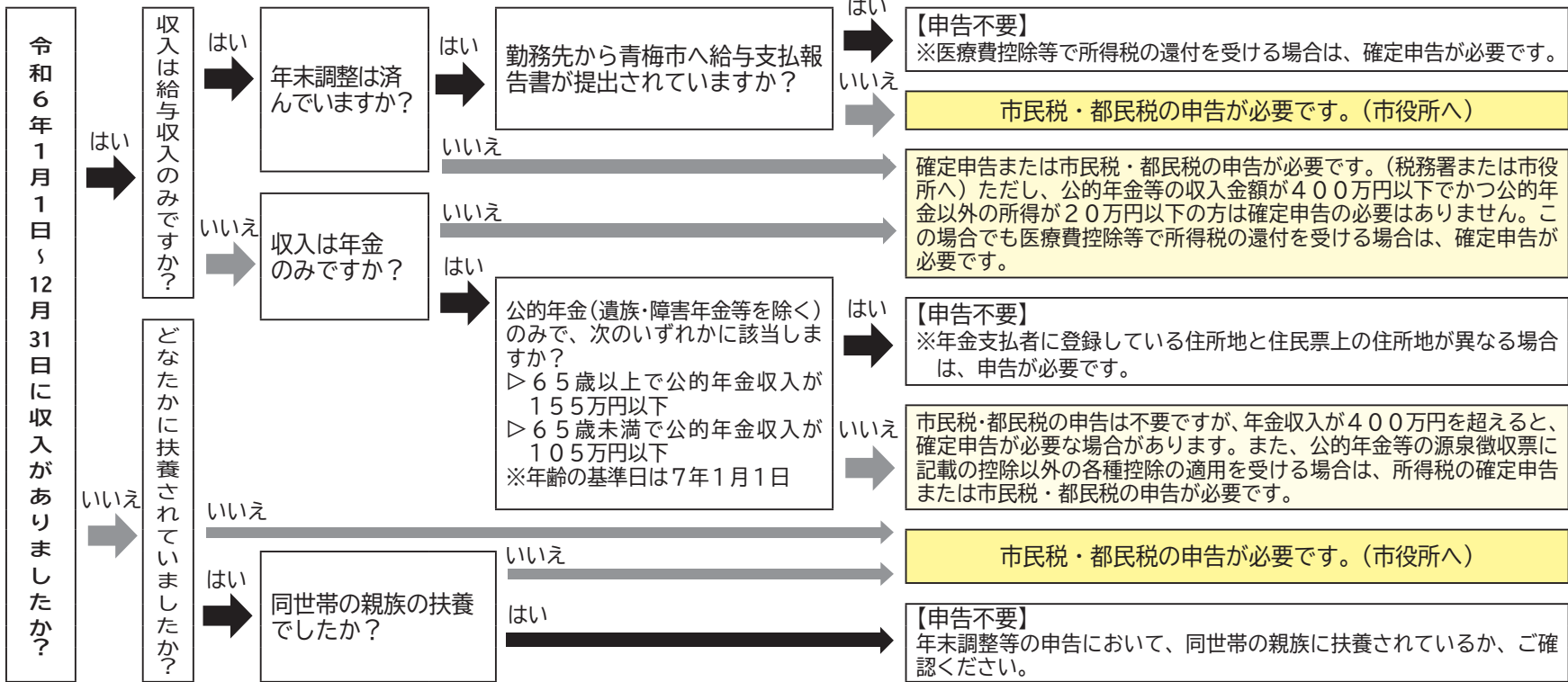


お間違いなく

所得税（国税）の確定申告は、青梅税務署へ。なお、所得税の確定申告を行う場合は、市役所での市民税・都民税の申告は不要です。

市民税・都民税の申告チェックフロー ～申告の要・不要をご確認ください～

★令和7年1月1日現在、青梅市にお住まいの方



★市民税・都民税の申告は、1月1日にお住まいの自治体にて行ってください。

確定申告で医療費控除を申告する方へ

おむつ使用確認書の交付

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、申告の際に、
医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。市では、右記の①、②
を満たす方へおむつ使用証明書に代わるものとして利用できる、「おむつの
使用確認書」を交付します。

申請方法

来庁する方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）と、
おむつ使用者の介護保険被保険者証をお持ちのうえ、直接介護保険課認定
係（市役所1階）へ

対象

- ①介護保険の要介護認定を受けている方
 - ②青梅市が保有する主治医意見書において、次の要件をすべて満たす方
 - ▷障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB、Cランクである。
 - ▷失禁への対応としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態である。
- ※対象となる主治医意見書の詳細は、市ホームページ（2次元コード）をご確認ください。

